

申請者

生活環境課

補助金額確定



6. 交付額確定通知書 (様式第7号) の受領



交付額確定通知書 (様式第7号) の送付

7. 請求書の提出

| チェック欄 | 書類 |
|-------|------------------|
| | 補助金交付請求書 (様式第8号) |

上記書類の提出

※ 役場生活環境課窓口へ直接ご提出ください



提出書類の受領

8. 補助金の受領



通帳を記帳して、入金をご確認願います。

補助金の交付 (指定口座への振込)

以上で手続きは終了です。

※※ 注意事項 ※※

- 既に機器が設置済みの場合は、補助金の対象にはなりません。
(未使用の設備が設置された新築住宅を購入の場合は除く。)
- 申請書の提出について、申請者は補助対象設備の設置工事に着手する日の **14日前までに**、(住宅を販売する事業者等により未使用の補助対象設備が **あらかじめ設置された住宅を購入した場合は、住宅の引渡しを受ける前**)に、申請書(様式第1号)を町長に提出して下さい。
- 申請後に、変更や中止が発生しないようご注意ください。
※もし発生した場合は、速やかに生活環境課までご連絡ください。「補助金変更承認申請書(様式第4号)」または「中止(廃止)承認申請書(様式第5号)」を提出する必要があります。
- 住宅の所有者が申請者と異なる場合は、同意書が必要です。生活環境課に事前にご連絡下さい。
※別紙同意書の用紙をお渡しします。
- 手続きの受付は、土日・祝日を除く開庁時間内(8:30~17:15)に、生活環境課窓口にて、直接行うようお願い致します。
- 町税等に滞納がある場合は補助金交付の対象になりませんので、申請書提出の段階で未納が無いようご注意ください。
- 本人以外が手続きを行う場合は、委任状が必要となります。